

國學院大學學術情報リポジトリ

明治期における敬神思想と祝詞作文に関する小考

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 星野, 光樹 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00002263 |

明治期における敬神思想と祝詞作文に関する小考

星野光樹

はじめに

明治維新以降、神社で行う公的祭祀は順次整備され、明治八年には「神社祭式」が制定されるに至った。一方で、その他の私祭については、明治初期に国学者によつて、その実践のために、行事次第や作法、調度の他、祝詞の文例を記した「祭式」に関する著作が出版された。それら祝詞の内容には、近世期から近代にかけて連続するものと、独自に展開するものが見られる。

このことについて、論者は幕末期の国学者六人部是香が著した『神祭式』の祭祀の内容と、是香の学問や神観念との関わりを検討した。とりわけ私祈祷については、古代・中世以降の古記録等を典拠として、家職産業の実践による朝廷に対する貢献という目的のもとに、それぞれの祈願を實踐する点において、「国学的」な性格が見出されること、また、是香の門人岡吉胤に見られるように、産土社に対して、道徳的な祈願の実践がなされている点に近代的な特徴があることを指摘したが、^①近代的な私祈祷の成立については、神社や祭祀に関する本質的な問題をめぐつて、祝詞の編著者達がどのような立場を共有していたのかを検討する必要がある。

ここで本質的な問題となるのは、明治一五年の祭教分離を経て、神社が一貫して非宗教の立場にあったということである。それは「国家の宗祀」の根幹となる祭祀について、非宗教の立場を明確にする主張が神社界内部においても醸成され、大正・昭和初期には、仏教・キリスト教の各派から、その宗教性についての批判が寄せられるなかで、私的な諸祈願も、それら神社の本質論や宗教性をめぐる議論において、批判に晒されることになる。^②

その一方で、道友社編『祝詞作文便覧』（皇典講究所出版、明治四二年）には、祝詞を一五種に分類し、それぞれの祈願に応じた祝詞を掲載しているが、その内容の豊富さは、明治の末期までに現代の神職が行う諸祈願に関する祝詞をほぼ網羅していたといえる（文末の【表】参照）。これらの諸祈願における祭祀の展開を支えた神社の神観念が、「神社非宗教論」の台頭する状況と無縁であったとは考え難い。

これらの動向を前提とした上で、明治期における祝詞作文に関する著述について、改めて焦点をあてる。従来、祝詞作文に関する研究は、現代の祈願に関する考察として金子善光の論考があるのみで、^③近現代の祝詞の形成に関する研究は十分になされてきたとはいえない。本論では明治中・後期における祝詞作文の作成者が、いかなる敬神思想を以て近現代に繋がる祭祀を主張したのか、その一端を明らかにしてみようと思う。

一 明治初年の国学者と祝詞例文

明治一七年、神職の養成機関として皇典講究所が設立された。また、任用に際しては学階が定められ、それに基づいて試験科目が定められた。学階試験科目全書にはその当時の試験科目の参考図書の内容を窺うことができるが、^④祝詞作文は、春山頼母の著『祝詞作文法』（明治二四年一二月）とされた。

春山頼母は皇典講究所の一期生であり、『職原抄講義』（明治二四年一〇月）『祝詞式講義』（明治二五年一月）が何れも『学階試験科目全書』に収められており、神官の任用試験においてそれら著作が用いられたことが窺える。このうち『祝詞作文法』は四二年の訂正増補版が皇典講究所國學院大學出版部から出されており、また、井上頼文と共著である『竹取物語新釈』が見られる。

本書では、祝詞文の構成に言及し、拝詞句（発端・結尾）、神徳句、由縁句、感謝句、装束句、作業句、献供句、祈願句の八種を挙げている。それぞれの句の説明はその大部が延喜式卷八に所収される祝詞（以下、「式祝詞」と称する）からの引用であるが、祭神の功績を述べる神徳句については国学者の引用が多い。このことは、雑祭の内容が国学者の検証に関わるものが多いためであろう。その実、諸祈願に関する祝詞の例文は、国学者のものが大部であり、平田篤胤『古学諄辞集』、六人部是香『私祭要集』、藤井高尚『松屋文後集』など近世の著作や、古川躬行『神事略』、本居豊穎『秋屋文草』などの明治初期に著されたものが大部分を占めている。近世後期から明治初年におけるこれら国学者の祝詞文例は、何れも「式祝詞」他に安産や初見詣の祈願が見られる。

この当時、祝詞作文の入門書的な著作に、国学者として知られた大関克の『二十九題祝詞作例』（明治一七年）があり、また、権田直助の門人である阪正臣の『祝詞字比麻那毘』上巻（明治一七年七月）および下巻（翌一八年七月）がある。『祝詞字比麻那毘』も祝詞の文例に『岡屋祝詞集』（栗田土満）『每朝神拝式』（本居宣長）のほか、『古学諄辞集』（平田篤胤）をはじめ、『祭文例』（草鹿砥宣隆）、『神事略』（古川躬行）、『私祭要集』（六人部是香）など平田派国学者の著述を挙げている。このように、近世から幕末維新期の国学者の祝詞文例を範として作成されたことは、祝詞作文の歴史の初期における特徴と言える。

また、国学者や神道家みずからが祈願祝詞を作例したもので注目されるのは、三宅古城の『祭乃墨繩』があり、そ

ここには「嬰兒初拝参祝詞」「嬰兒紐解祭祝詞」など人生儀礼に関わる祈願や、上田及淵の門人であり、当時国幣中社吉備津神社主典を務めていた岡直盧⁽⁶⁾の『諸祭祀祝詞文例』（明治一三年刊行）には、すでに「商売繁盛」「厄除」などの祈願が示されている。

こうした祈願が近代における神社の祭祀として位置づけられていく背景について、次節では、「神社非宗教論」の問題との関わりにおいて検討を加えたい。

二 「神社非宗教論」と人生儀礼

神社において神職が祈願を行うことについては、明治六年七月四日教部省達により官国幣社に対して奉務規則が下付され、同月七日には第二四号達によつて管内府県郷村社にもこれが下付されることとなったが、この神官奉務規則第三条では「人民の請求に応じ祈禱を行ひ神符を授くるは妨げなしと雖も貧婪の所業之あるべからず」とされている。

しかし、明治一五年、神官は教導職を兼務しないこととされ、神社における「宗教的」な活動を公にしたことで、神職の葬儀不関与のみならず、神社における諸々の祈願も、その実践の意義をめぐり議論が展開されることとなった。

明治二四年七月六日に内務省訓令第一二号により、「府県郷村社奉務規則」が公布、第一条に「神官ハ神明ニ対シ尊崇悃誠ヲ主トシ典例ニ従ヒ各其本務ヲ尽スヘシ」、第二条に「神官ハ祭祀ノ典則旧来ノ儀式ヲ遵守シ決シテ乱粉スヘカラズ其社ノ例祭民俗因襲ノ神賑等ハ適宜行フコトヲ得」とした。また、八月一四日内務省第一七号によつて「官国幣社神職奉務規則」が公布され、第一条に「官国幣社神職ハ国家ノ宗祀ニ従事シ国家ノ礼典ヲ代表スル職務タルヲ以テ平素国体ヲ弁シ国典ヲ修メ躬行ヲ正シテ本務ヲ尽スベシ」、第二条に「官国幣社祭典ハ国家彝倫ノ標準タルヲ以テ齊肅恭

敬首トシテ報本反始ノ誠意ヲ表スヘシ」とすることなどが定められ、その第四条には府県郷村社同様、「祭祀典則ハ旧来ノ儀式ヲ遵守シ其社ノ礼祭民俗因襲ノ神賑等適宜行フコトヲ得」とした。

これら訓令の公布を経て、神社界では、神社の職掌となる祭祀の意義が「報本反始ノ誠意」であることを明確にしつつ、その本質において神社が宗教ではないという「神社非宗教論」が主張された。

例えば、神社界の官製機関紙である『神社協会雑誌』における大隈重信の次のような見解はその一例である。⁽⁷⁾

……本来神に対して要求するといふ様な事は決して無かつたので、唯神の建てました国に在て吾々子孫の爲した事柄、神の遺志に対する子孫の行ひを、祖先たる神に告げる為に祭をして「ノリト」を読んで而して之を申告するといふ事があるのみである……中世始めて此願望を以て神に要求した時代には、矢張り其願望が皆其神の意思を継いで行ふ上に存して居た、取も直さず此神の建てられた国の全般の幸福に就て祈つたのみで、決して個人の幸福を要求する様な事は無かつたのである、それであるから祈願の言葉といふものは、頗る単純で、而かも頗る高潔なものであつた、先づ第一が「天下泰平」を唱へて平和を冀望し、それから「国土安穩」是も亦国の安泰を祈つたもので、是等は皆吾々の最高者即ち祖先の建てられた国家に就いての幸福である……大略此様な高潔な要求であつたのが、今では全然宗教上の迷信の様な要求をする事に成た

祭祀における祈祷の効験という役割を「個人の幸福」とし、「宗教上の迷信」の如く否定的に捉え、祭祀の本質を「天下泰平」に関わる祖先の意思継承という精神的なものとしてこれを容認する見解が示されるなかで、同紙上では、公・私ともに、その宗教性を認めて、その差異が問われている。⁽⁸⁾

(問) 神社の祭祀は単に先孝を追慕し功神を頌賛し忠孝節義の感念を振起せしむるものとすれば祈禱乞願の如き宗教的の所業は断じて廃するか果して然らば明治八年式部寮達中祝詞文大略祈願文ならざるはなし其余従来⁹の祭典亦同じ皆是等を廃するや実に神社祭祀の大沿革に覚悟せざるべからざる所如何(會員菅原穂積)

(答) 祈願は我古来の遺風にして神祇の威靈に依る所なり妄りに其廃止などを唱ふるは宜しからずと考ふ

「古来の遺風」を内容とすることで、神社祭祀の祈願が論説上では保障された状況にあつて、神社の儀礼を非宗教的な「典礼」として、新に祭祀の実践に乗り出す動きが現れる。この「典礼」を名目とする神社行事において注目すべきものに、神前結婚式が挙げられる。

神前結婚式の起源については、大正天皇の結婚式にその普及の原因があること、また、それ以前に下田歌子や細川潤次郎が礼儀作法の制定に尽力し、明治三二年に『新撰婚礼式』を著した事などに、その原型が求められている。⁹

明治三三年四月二五日には皇室婚嫁令が公布され、これを承けて、『全国神職会会報』では「今後の国民は、上は華族諸氏より、下は一般の臣民に至るまで、不敬に涉らざる限りは、之にならひ奉りて式を定むることは、いふまでもなく、さすれば一般臣民の婚姻は、各その氏神の御前にて式を挙ぐるを当然とす。既に氏神の御前にて式を行はば、神職は必ず之に関係せざるを得ず。……皇典講究所の礼典調査会にても現に調査しつゝあれば、他日必ず世に公にすることあるべしと雖、全国の同職諸子も、亦よろしく留心あらむことを希望す。」¹⁰と要望の文を載せている。そこにも「神社と宗教とは厳明せられ、神社局新設の運に達しぬれば、神職諸氏もまた宜しく面目を一新し、斯道の振起を謀らざるばあるべからず」とあるように、ここにもその礼典が宗教ではないという立場であることは言うまでもない。

こうした動きのなかで、国学者池辺義象もまた、「神明」に対する「宣誓」という役割において、神前結婚式を次の

ように奨励している。⁽¹⁾

神社の本質、やうやう明かに、今は世に思ひ惑ふものもなきに至れり。然れども夫と共に、いはゆる祈禱的敬神の念慮は一転して、単に報本的となり、報本的となると共に、或る神社に至りては、昔日の繁盛を減するやうなる状況なきにあらず。……余は今更に神社を以て、宗教に混じて、繁盛ならしめよといふものにあらず。又祈禱的敬神を、将来の国民に向つて熱心に鼓吹せんと欲するものにもあらず。修理を正し、名分を明にし、この間に於て、国民と離るべからざる関係を結び付けんと思ふものなり。即ち祈禱的敬神の念慮、半は宗教的信仰心をうつして、道理ある下に於て、更に大に敬神の念慮を發揮せしめんと思ふものなり。此の問題に付て、余は第一に国民一般の婚姻式を神社に於て行はんことを希ふものなり。……熟ら按ずるに、古へ氏神氏子の制、実行せられし時は、誕生命名を初めて、男子の袴着の祝ひ女子の帯祝ひのとき、悉く氏神に至りて、その式を行ひしものなりき。是等は我が古来の美風にして、神社と国民と、その関係を密にし、ある場合には神社を見ること国礼の府のやうに心得たりし良俗なりき。……余はこの旧慣を復し、皇室の御礼にならひ、更に新婚者は、必ず相携へて、神社に詣て、神前に於て、宣誓式を挙行する風習をつくらんことを望む。……さては誕生命名袴着帯祝等の旧義を復すると共に婚姻宣誓式を神社にて行ふ事の儀を起し国民の頭腦のやゝ神社に冷かならんとするを暖め参詣者の盛大ならんことを図るは豈急務の事ならずや

池辺の主張には、「祈禱的敬神」に消極的な態度を示しつつも、神社と国民との隔たりも看過できない問題であったことが窺える。そこで、「誕生命名袴着帯祝等」を復し、「婚姻宣誓式」を行うことが提唱されている。この池辺の見

解について、「協会雑誌御掲載の池辺義象氏の神社に於て結婚其他の儀式を宣誓するの主旨は大に賛同する処なり本部に於て宜しく宮中の式を標準とし敢て僭越に流れざる様厳肅なる方案を発表せられたし」とする意見も寄せられるところとなった。⁽¹²⁾ こうした主張はその後も、「また葬祭のことが宗教の手を借らねばならぬといふ理もないのであると吾々は信するが、其は別問題として、とにかくに、今の礼式の中に就いて、葬祭に関するものは、宗教の手にあるといつて過言であるまい……我等は、又礼式としての神葬といふ名目の、宗教上の儀式として見られて居るのを遺憾とする。葬儀にあづかるものが必ずしも宗教家でなければならぬ理のないことは既に言うた。今の所謂神葬式といふものが、我が古来の礼式であつて」これを維新後の「宗教的神道」の葬儀と混同されるべきではないこと、また「国民は報本反始の礼として、祈念せばならぬ殿内に於いて、結婚等の儀式を挙ぐるとしたならば、何の位神聖でまた何の位我が国風にかなふであらう……国民が其の産土神の社殿に於いて大礼を行ふのは寧ろ当然」との見解が寄せられるところとなった。⁽¹³⁾

ただし、婚礼に関する祝詞に注目すると、既に『五儀略式』に見られており、⁽¹⁴⁾ それによれば「婚姻ハ人の大倫子孫繁栄ノ基ニシテ人間生涯ノ第三儀ト是則 朝廷立后ノ大礼ニ基キ且 伊邪那岐伊邪那美ニ柱神ノ自凝嶋ニ事始メ玉ヘルニヨリテ起ル所ナリ宜シク産土神前ニ於テ神官中媒ノ指揮ヲウケテソノ約ヲナシ神明ニ契リテ其礼ヲ厚ウスヘシ是ヲ以テ恣ニ配偶離合スルモノハ人道ニ悖リ敬神ノ道ニ背キ慢心ノ恐アルヲ弁フヘキナリ故ニヨク互ニ共和順正ニシテ人タル倫理ヲ紊ルヘカラス」とある。

また、神前結婚式が他の諸々の祈願とともに祝詞文例として掲載されるのは明治二七年八月に佐渡の神職矢田求が著した『祭文彙』に確認できる。本書は矢田が自作の祝詞と、従来の祝詞関係文献とを編集したものであるが、「婚姻式」の項目には、「婚姻式誓文」とあり、その祝詞には「妹妹嫁継^能式^能随^爾、左右^迺違^飛奈久、先後^能謬^利奈苦、赤^支清^支、

直^支正^之誠^能心持^天、天地^廻遠^支如^玖、日月^濃長^支賀^久、千代万代^耳、相背^加自^相違^波自^止、契合^世約^合世^天……とあるように、夫婦の道に違わないことを誓い、家内安全と子孫繁栄が祈られている。また、同じ夫婦についての祈願を行うものとしても、六人部是香の門人である岡吉胤の『祝詞全書』（明治三〇年刊行）には「新婚報告祭」として祝詞が収められている。その祝詞文には、「今日^袁始^米刀^乃夫婦^乃道^良熟^爾成^比整^亭高^乃砂^乃相^乃生^乃松^乃千^乃年^刀家^乎業^母勤^利結^天欠^留事^久死^久墜^流事^死久^弥遠^永契^深久……」とあるように、「夫婦乃道」自体を祈願の内容としているものもある。

また、多賀神社宮司であり、権田直助の門人である岡部譲は、「世に坎坷不遇な者の多いも、幾分か此の成年の始に於て正しく礼を行はざるに影響するのでは無いかと思はるゝ位である。」として、「故に今茲に成年祭を挙げ、旧事の冠礼に代へて成年となりし事を産土の神前に奏白し、既往の無事を感謝し後来の安全を祈り、本日^を以て徴兵適齢届を調製し、此の日本帝国を負て立たねばならぬといふ責任ある事を明にしたいと思ひます」として、風紀を糺す意義から典礼としての成年式を行うことと、その後の安全を祈願することを述べている¹⁵。

祭祀の意義において、その感謝と共に今後の安全を祈念している点は、神職にしてみれば至極当然のことであり、その意義を宣誓という役割に限定することは到底出来ない。

そこで祈願の対象とされるのは神前結婚式に見られるような「道」に関わるものである。神社の祈祷の実践が閉塞的な言論状況を迎えるなかで、諸祈願は神々に対する「誓」と結びついた敬神のあり方が主張されていた。

三 国家の進運に関する祈願

宮西惟助によれば、試験科目の参考書として習熟された春山頼母の『祝詞作文法』は、「明治前半期において、神官

の必携として居つた」が、これに代わって「秋舎翁の「諄辞集」(出版は後に属するが)などが神職の座右に欠くべからざるもの」となつたとあり、明治二八年に刊行された本居豊穎の『諄辞集』は、神職の祝詞作文に新たな標準を示すものとなつた。⁽¹⁶⁾

本書は、本居豊穎が官司を務めた神田神社における祝詞が収められており、『諄辞集』には、唐紙製造開業祝祭詞、久松座劇場開業屋船祭詞、日本銀行建築基礎祭詞、倉庫新築地鎮上棟合併祭詞など、建築に関わる祝詞でも、厚生面が反映されていて、産業と結びついた祈願が確認できる。

倫理的な側面では、例えば神田神社大祭詞には、「神幸^乃大御祭仕奉^爾」「此乃大御輿乃大前爾」と祝詞文中にあることから、神社祭式の大祭でも神幸の時に奏上された祝詞であろうが、その祈願文には「掛卷^母恐^支皇^賀大御代^乎。安御代^乃足御代^止斎^比賜^比。親王等百^乃官^乃人等^乎母^安久平穩^爾守^里賜^比。及。見霽^乃座^須御氏子^乃区々戸々人々^乎。安^介久平^介久。諸々^乃災禍事在^志米受[。]己々我家業^乎弥績美^爾績美[。]随神^乃美大道^乃教説^爾違^受。他道^爾惑^波受[。]赤心^乃真心^爾朝夕勤^米結^里里[。]家内饒^里富足^比。生子^広久蕃息立栄^之米[。]夜守日守^爾守恵^美幸^敵止[。]」とあつて、「道乃教」に違わないことが祈られている。これら祝詞を作成し、実践に移した豊穎は、祈願について如何なる立場にあつたのだろうか。このことについて「神といふもの、性質またその神を敬祭する本意を明確ならざるは甚憂ふべき事にて朝廷より之を祭らせられ又神社に奉仕する輩も此点の一定ならざるに大いに惑ふべく又祭文を作る主意に於ても心得方の違ふ事なるべし」として、自身の敬神観を次のように述べている。⁽¹⁷⁾

神といふは尚太古の人にして之を祭るは其偉功に報ゆる義に外なしとする見識者あり……之は大に我国古来の習慣風俗に背き神社を扱ふ本義に差異を生ずべき事なれば黙する事能はずいさゝか之を論じ試みんとす……我国の

神は太古に於いて国土人民を愛養生育し厚生を教へ倫常の徳を導きたれば釈迦耶蘇などの仮に設けたる人なりとし又感応ありとして祈るは愚なりといはれたるは誤れり……また神社の祭典も歴世の天皇の重典として之を行はせられたる其の祝詞ども、延喜式に載せて詳なるが其の諸祭の中祈念、新嘗、鎮魂、鎮火、祈雨、止雨、大祓の類は勿論其の他の祭の祝詞にも皆冥護を祈請しこれを報謝する意の文詞あらざるはなし……神霊を祈請する朝廷の祭事も至愚なりとして笑ふは単り古学者神道者を愚なりとするのみならずは歴代の至尊なりとして笑ふは愚なりとし奉るにあらずや

豊穎は、式祝詞においても「冥護を祈請しこれを報謝する意の文詞あらざるはなし」として、その祈願の感応についての見解を披露している。また人臣祭祀についても「和氣清麻呂の時の宇佐八幡宮の神威を初として日本武尊田道菅公などの靈の故事もあれば人魂と雖も其の感応は必あるべし」として、たとえ人臣が祭られた場合においても、「人の靈魂は幽に属して死すれば土中に消滅すれども靈魂はもとより幽に属する以上は身体と共に消滅すべからざるも理なり……人魂と雖も其の感応は必ずあるべし」とその靈験を疑わない。

このように、豊穎の敬神観には「我國の神は……厚生を教へ倫常の徳を導きたる」といった主張から、その厚生面と倫理面に関わる祈願が奨励される前提を理解することができる。

こうした見解は、前述した岡吉胤にも見られる。倫理面における祈願は既に指摘したが、厚生面における祈願としては、「祈商業開始繁昌祭」の祝詞が見られる。

神崎一作・中垣孝雄編の『祝詞作文集成』も同様である。著者の神崎一作は権田直助に入門して国学を学び、後に神道本局の管長に就任する人物として知られているが、なお、注目すべきは、中垣の敬神に関する見解である。中垣

は神々の分類を第一、系統上の神、第二、勲功上の神、第三、信仰上の神に分類し、「第一第二は科学的の神、即ち人で、事実で、道徳的で、而も永久に存続すべき所の神であるが、第三は宗教的の神、即ち迷信で、空想で、時代的で少なくとも時代思想の潮流に因つて消滅すべき性質の神」とに区別する。このうち第二に分類される産土神について「彼の産土神として建国の事に従はれて大勲移行ある神、土地の開墾殖産工業等国家社会に大なる益を与へ利用厚生之道を非凡に開かれた神（非凡の人）は皆此の種に属する神であつて、所謂科学的の神、即ち真で、分類すべく、説明すべく、立証すべき神である」として、豊穎同様に「利用厚生之道を非凡に開かれた神」を見出している⁽¹⁸⁾。また、そうした神々に祈願することについては、「世間の人には、往々にして、神社の御前に跪いて、子息の徴兵を免れるやうにと祈つたり、親の許さぬ恋を禱つたり、働かないで費つても金の溜るやうになど願を懸ける人があるやうであります。それはよろしくないと思ひます。……日本の神様の多くが、日本の国家及吾人国民と、離れることのできない関係を持つて居られる所から、吾人の道理ある祈願には必ず感応ある……然らば如何すれば真固の敬神ができるかと申せば斯様である。人の子ならば神様に誓つて能く父母に仕へ、神様に誓つて能く学問なり技芸なりを勉強して、立派な人格になる、然うすると神様が御悦びなされる、それが真の敬神である。」⁽¹⁹⁾と述べている。

また、福岡の神道学者であり、明治三四年に『年中祭典演義』を著した松田敏足も「然して産土社と祭る神靈に甲乙の二種あり甲なる一種は開闢の世神々が国土を開造させらるゝに或は国を牽き沼澤を埋め開墾など労きますに依り深く凝せし其精神永く其土に留まり靈徳較著く土地人民を擁護ります類是でアル……乙なる一種は土地の百物を生々活発成長せしむる地氣精靈を云のでアル其地氣精靈とは産靈造化の神の精靈の地球全体万物に充実て物に体して遺さざる生氣を云う事⁽²⁰⁾」とする神観が提示され、その働きに国土の開墾と万物の生成とに見ている。

このように祝詞作文の著者である国学者や神道家の敬神思想には、近代国家を形成するという意義において、産土

神をはじめ、祭神の功績について、「道」における倫理的な役割とともに、厚生面における「開業」や「殖産」に関わる個人の幸福に対する諸祈願の実践が奨励されたと言える。

むすび

以上、明治期における「神社非宗教論」と祈願祭祀との関連を見た場合、まさに祝詞作文を構成する「祈念」「神徳」「感謝」「宣誓」の何れに神社祭祀の本質を置くかという議論のなかで、以下の近代的な敬神観が構築されたことが指摘できる。

一つは祭神に対して「報本反始」の表現として祭祀を行う立場であり、宮中の儀礼と同様に産土社においてもこれを行おうとするもので、主に冠婚葬祭の儀礼で「宣誓」を重視した内容のものである。もう一つは、祈願を祭祀の公私に関わらず、倫理・厚生に関わる神々として、祭神・祭祀のあり方を論じることで、人生儀礼や国威進展に関わる祈願を肯定するものである。何れの立場も、厳格な社会の監督下で、如何にして神社が「祈願は我古来の遺風にして神祇の威霊に依る所なり」とされるだけの祭祀を行い、神社の役割を主張していくか、という課題に答えようとしたものであり、とくに後者については、こうした課題のもとで、当時における「神社非宗教論」に対して、人々の生活に関わる諸祈願の意義を明確に主張したものと言えよう。

本論では、これら祭祀を奨励することに、さまざまな国学者や神道家の関与があったことを確認したが、特に祝詞作文には本居宣長の後裔にあたる豊穎、平田派国学者六人部是香の門人である岡吉胤、また同じく平田派に属する権田直助の門人である神崎一作、逸見仲三郎らがあり、同じく阪正臣や岡部讓も諸祈願の実践に関わった人物として挙

げられる。ここには、それぞれの国学の近代的な展開を見る事もできよう。これが大正から現代にどのようなように結びつのか。また、今回は戦勝祈願や慰霊に関する祝詞には言及できなかったが、これらの検討も今後の課題としたい。

註

- (1) 拙稿「近代における祈願祭祀の成立に関する一考察―六人部是香著『私祭要集』を中心に―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第一号、平成一九年）
- (2) 近代における「神社非宗教論」については、阪本是丸「内務省の「神社非宗教論」に関する一考察」（『國學院雑誌』一〇四号、平成十五年）などを参照。
- (3) 金子善光「先端技術と祝詞」（『儀礼文化』第二四号、平成一〇年）。
- (4) 古語拾遺講義（佐伯有義）、訂正祝詞式講義（春山頼母）、古事記上巻講義（古事記上巻講義）、職原抄講義（春山頼母）、土佐日記講義（三木五百枝）、訂正増補祝詞作文法（春山頼母）、古事記中巻講義（井口隆太郎）、古事記下巻講義（大宮宗司）がある。
- (5) 『大日本人名辞書』を参照。大関克は千葉県武射郡本須賀村の人で、漢学を越後の亀田篤谷に学び、明治初期に教導職を拝命、のちに宮内省図書寮属吏を拝命している。
- (6) 岡直盧については、橋本甚一『岡直盧伝』（岡山県護国神社社務所、昭和三〇年）を参照。
- (7) 大隈重信「神についての誤解」（『神社協会雑誌』第四年第二号、明治二八年）
- (8) 質疑回答（『神社協会雑誌』第一二号、明治二六年）
- (9) シニョリーニ・イライア「神前結婚式の起源と普及を巡って―明治後期における民衆と皇室を中心に―」（『儀礼文化』二五号）などを参照。
- (10) 神職の事業（『全国神職会会報』第一二号、明治三三年）
- (11) 池辺義象「神社と婚姻式」（『神社協会雑誌』第四号、明治三五年）
- (12) 松尾胤則「時勢は神社協会を歓迎す」（『神社協会雑誌』第六号、明治三五年）「寄書」

- (13) 『國學院雜誌』 八卷四号 (明治三五年) 「彙報」
- (14) 序文には「爰ニ遠ク 神祖ノ聖業ヲ摸シ近ク 朝廷ノ大礼ニ基キ人生日用ニ切ナル者ヲ取テ五儀略式ヲ撰定ス億兆ノ人民此儀ヲ践ミ進マハ又立身修道ノ階梯ナランカ」として、朝廷の儀式に基づき、「立身修道」に関して「第一 誕生之式」「第二 創業之式」「第三 婚姻之式」「第四 奏功の式」「第五 葬祭の式」を挙げ、これを神社において実践することを述べている。國學院大學所蔵、近衛忠房撰『五儀略式 解除式』参照。
- (15) 岡部讓「成年式に就きて」(『全国神職会会報』第一四一号、明治四三年)
- (16) 宮西惟助「現代祝詞の理論と実践」(『神道講座』第一冊、昭和四年)
- (17) 本居豊穎『本居雜考』下卷 (青山堂書房、明治三七年) 「敬神の慨言」参照。
- (18) 中垣孝雄「神社とは何ぞや」(『神社協会雜誌』第四年第八号、明治三八年)
- (19) 中垣孝雄「日本の敬神とはどんなもの」(井上頼罔・中垣孝雄著『教育勅語模範講話』(明識館、明治四二年) 所収、
「附録」参照。
- (20) 国会図書館所蔵、松田敏足『惟神道話』(会通社、明治三五年)

| ④祭之墨繩 明治19年7月 | ⑤祝詞作文法 明治24年12月 | ⑥諱辞集 明治28年12月 | ⑦祝詞全書 明治30年5月 | ⑧祝詞作文集成 明治38年1月 |
|---|--------------------|-----------------------------------|----------------------|--------------------|
| 宅神祭(臨時一・第二・第三) 竈神祭・井戸堀祭(例祭・埋祭) 日待祭 月待祭 庚申待祭 | 竈神祭 井神祭 | | 竈神祭・井神祭・山神祭 | |
| 木工之祖神祭・鍛冶之祖神祭・薬神祭 | 拜薬神 | 愛生館設置医薬祖神祭詞 | 酒神祭 養蚕神祭 学神祭 祭和歌神 | |
| 事代主神例祭 天満神社私祭 等 | | | 恵美須神祭 猿田彦神祭 等 | |
| 地鎮祭 人家上棟祭 | | 久松座劇場開業屋船祭 日本銀行建築基礎祭 等 | 人家上棟祭・新宅祭 新宅祭 | |
| 海浜埋築祭 | | 東京市水道起工祭詞 | | |
| 大教宣布 | | 憲法發布祝祭詞 | | |
| 公立小学開校 区町郡村役所開設 | | 青山共葬祠宇開場祭詞 | 講演奏上 | |
| | | 唐紙製造開業祝祭詞 於 神田神社出雲大社教会 開講祭詞 | | |
| 御田植祭・祈雨祭・祈晴祭 | 祈雨祭・祈晴祭・同報賽 | | 祈雨祭・祈晴祭・除蝗祭 | 祈雨祭 祈晴祭 |
| 漁獵祭・職業繁栄 等 | 祈漁 祈獸獵 | | 祈獸獵 祈商業開始 | 祈大漁満足 |
| | | | | 祈酒造安全祝詞 |
| 祈旅行安全 | 出船祭 | | 祈旅祭 出船祭 | 旅行安全 祈海上安全 |
| 祈安産 嬰兒初拝参 (誕辰・紐解) 年祝同上 | | | 初宮産 祈平産 | 祈安産 平産報賽 初宮詣 |
| | | | 新婚報告祭 | 結婚式 |
| | | | 適齡入營 徴兵満期 | |
| | | 四大人贈位祝祭詞 | | |
| 流行病鎮遏祭 流行病 報賽 祈病氣全快 | | 悪疫流行神田神社臨時 祭詞 松前修広病癒祈 禱詞 | | 祈病氣平癒 |
| | | | 疫神祭・除邪氣祭 祈宿痾本復 | |
| 鎮花祭祝詞・除風祭祝 詞・除風報賽祝詞・雷 神祭 | | | 避雷祭・地震祭・ 塞神祭祈家内安全 | 諸祈願 祈家内安全 |

2. 対象とした祝詞の編著者および発行元は、次のとおり。①岡直盧(森禎蔵等)、②大関克(大東社)、③阪正臣(平田胤雄)、④三宅古城(同左)、⑤春山頼母(水穂会)、⑥本居豊頼、⑦岡吉胤(同左)、⑧神崎一作、中垣孝雄(皇学会)、⑨道友社編輯部編(皇典講究所出版部)

| ⑨祝詞作文便覧(明治42年) | | ①諸祭祀祝詞文例 明治13年7月 | ②廿九題祝詞作例 明治17年2月 | ③祝詞宇比麻那昆 明治17、18年 |
|------------------------------------|-------------------------------|---------------------|---------------------|--|
| 分類1 | 分類2 | | | |
| 三 宅神祭以下 諸小祭及び文 武商工諸神祭 の祝詞 | 宅神、竈神、井神、日 待、月待等の諸祭 | | 井神祭・宅神祭・ 竈神祭 | 井神祭・山神祭 竈 神祭 文神祭 |
| | 学神、武神、薬神其 他諸祖神祭 | 武運長久 | 諸業祖神祭・ 山神祭 | 武神祭 附 武運長久祈禱 |
| | 初午、甲子、庚申、恵 美須講等の諸祭 | | | |
| 七 官公私の建 築及び土木に 関する諸祭の 祝詞 | 基礎祭、上棟祭、室 寿等 | | | |
| | 道路、鉄道、橋梁、水道 等の起工竣工の諸祭 | | | |
| 八 公私の会合、 結社等の諸祭 の祝詞 | 勅語奉読、議会始、 卒業式、講習会等の 奉告祭 | | | |
| | 勅語奉読、議会始、 卒業式、講習会等の 奉告祭 | | | |
| | 著作、実業、演芸等 の開始奉告祭 | | | |
| 九 農工商の 諸業祈願祭 の祝詞 | 農事に関する諸祭 | 祈雨・祈晴・ 同報賽 | 祈雨祭・祈晴祭・ 霹靂祭 | 祈雨祭 附 祈晴及報賽 |
| | 漁獵、獸獵、商業等 祈請祭z | 魚獵・商売繁昌 | 地震漁獵祭 | 魚獵祭 附 獸獵祭 |
| | 各種製造業の 祈請祭 | 造酒 | | |
| | 門出、旅行、航海等 の祈請祭 | 旅程・同報賽・ 祈船 | 出船祭 | 出船祭 附 帰船 難船報賽船玉祭・ 祈旅程祭 附 帰着報賽 |
| 十 出生、成年、 婚姻等の 祝詞 | 出生、成年等の 祈請及び奉告祭 | 平産・同報賽・ 初参 | | |
| | 結婚式の祭事 | | | |
| 十一 入門、入 営、就任、位、 勲拝受等の 祝詞 | 入門、入社、入営、帰休 等に関する諸祭 | | | |
| | 奉職及び位勲拝受奉 告祭 | | | |
| 十二 疾患、厄 年、方違、年 賀等の祝詞 | 病氣平癒祈請の 諸祭事 | 病癒・同報賽 | 疫神祭 | 祈癒病祭 附 疫神祭 等 |
| | 厄年、方違、年賀等 の諸願祭 | 除災・同報賽・厄 除・同報賽 | | |
| その他 | | 家内安全・ 町村内安全 | 道饗祭 | 道饗祭・鎮火祭・ 霹靂祭・地震祭 |

1. 表は『祝詞作文便覧』の分類に基づく。これら分類のうち、「一 年中恒例官祭の祝詞」「二 年中恒例公私祭の祝詞」「四 祭典中の諸行事祝詞」「五 献進各種の祝詞」「六 神殿造営、遷座、附属建築物及び合祀、分祀等諸祭の祝詞」「十三 戦時の祈請報賽等諸祭の祝詞」「十四 墓所地鎮祭、移霊祭、棺前祭、誄詞埋葬詞等」「十五 霊祭の諄辞」については、本論で扱う祈願の内容および紙面上の都合により割愛した。